

埼玉県環境みらい資金融資貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年埼玉県条例第9号）に基づく取組や公害防止など、積極的に地球環境問題に取り組む民間事業者に対し、環境に配慮した施設整備等に要する資金（以下「環境みらい資金」という。）を貸し付け、もって環境の保全及び創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 民間事業者：埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあっては、埼玉県中小企業振興基本条例（平成14年12月24日条例98号）第2条の規定に基づく中小企業者に限る。
- 二 目標設定型排出量取引制度：埼玉県地球温暖化対策推進条例第11条の規定に基づく埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針（平成24年埼玉県告示第402号）に定める制度
- 三 保証対象業種：中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種
- 四 取扱金融機関：原則として銀行、信用金庫、信用組合及び株式会社商工組合中央金庫の県内に所在する本支店であって、第9条の規定による指定を受けた金融機関
- 五 ESCO事業：Energy Service Companyの略称で、事業所において行う省エネルギー化（温室効果ガス排出量の削減に資するものに限る。）に要する設備改修費用等を光熱水費の削減分で賄う事業
- 六 ESCO事業者：前号に定めるESCO事業による効果の達成を保証する契約（以下「パフォーマンス契約」という。）を設備改修等を行う民間事業者と締結する事業者
- 七 ギャランティード・セイビングス契約：前号に定めるパフォーマンス契約の一形態で、設備改修等を行う民間事業者がESCO事業にかかる設備改修費用等を自ら資金調達するもの
- 八 シェアード・セイビングス契約：第六号に定めるパフォーマンス契約の一形態で、ESCO事業者がESCO事業にかかる設備改修費用等を資金調達するもの

(貸付対象者)

第3条 次条第1号ア、イ、エ及びオに規定する貸付対象経費の貸付けを受けることができる者は、民間事業者であって次の各号の要件のすべてに該当する者とする。

- 一 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる者
- 二 開業等について許可、認可、登録等を必要とする場合は、その許認可等を取得している者。ただし、対象施設の整備後に必要となる許認可等であって、当該施設の整備後、速やかに許認可等を取得しようとする場合は、この限りでない。
- 三 この制度による貸付を受けなければ、環境に配慮した施設等の整備を行うことが困難であると認められる者
- 四 法人県民税及び法人事業税（個人事業主の場合は、個人県民税及び個人事業税）を滞納していない者
- 五 埼玉県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）の信用保証を付する場合は、保証対象業種に属する事業を営む者
- 六 保証協会の信用保証を付する場合は、既に保証を受けて融資を受けている金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない者
- 七 保証協会の信用保証を付する場合は、保証協会の保証残高が保証限度額を超えない者
- 八 手形交換所等の取引停止処分中でない者
- 九 次に該当しない者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - ウ 暴力団関係者（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）
 - エ 法人にあっては、代表者又は役員のうちに前2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者に該当する者があるもの
 - オ その他知事が適当でないと認めた者
- 2 信用保証を付する場合は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号及び第5号に規定する中小企業者、又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に規定する中小企業団体（火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。）並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であって保証対象業種に属する事業を営む中小企業組合又はその構成員の3分の2以上が当該業種に属する事業を営む中小企業組合であることを要する。
- 3 次条第1号ウに規定する貸付対象経費のうちギャランティード・セイビングス契約によるESCO事業の場合に貸付けを受けることができる者は、当該契約を締結した民間事業者であって、前項各号の

要件のすべてに該当する者とする。なお、この場合、契約を締結したESCO事業者は、第1項第2号、第4号及び第9号（県内に事業所等がない場合、第4号の事業税については主たる事業所に係るものとする。）の各号の要件のすべてに該当する者とする。

4 次条第1号ウに規定する貸付対象経費のうちシェアード・セイビングス契約によるESCO事業の場合に貸付けを受けることができる者は、設備改修等を行う民間事業者と当該契約を締結したESCO事業者であって、第1項第2号から第9号まで（県内に事業所等が所在しない場合、第4号の事業税については主たる事業所に係るものとする。）の各号の要件のすべてに該当する者とする。なお、この場合、設備改修等を行う民間事業者は、第1項第1号、第2号、第4号及び第9号の要件のすべてに該当する者とする。

5 次条第2号に規定する貸付対象経費の貸付けを受けることができる者は、第1項各号の要件のすべてに該当する者とする。ただし、現に公害を発生し、周囲の住民に対し被害を与えており、緊急に解決を図らなければならないと認められる者にあっては、第1項第1号の規定は適用しない。

（貸付対象経費）

第4条 環境みらい資金の貸付対象経費は、次のとおりとする。

一 温室効果ガス排出量の削減対策等に要する次の経費

目標設定型排出量取引制度の趣旨を踏まえた対象事業所における温室効果ガス排出量の削減に資する効率性の高い設備を対象とする。

- ア 再生可能エネルギーの利用（全量売電目的のものを除く）に必要な設備の整備に要する経費
- イ 高効率省エネルギー設備の整備に要する経費
- ウ ESCO事業に関するパフォーマンス契約に基づく貸付対象の事業所への省エネルギー設備の整備に要する経費
- エ 低公害車用燃料供給施設の整備に要する経費
- オ 省CO₂と災害時のレジリエンスの両立を図る設備の整備に要する経費

二 公害防止対策に要する次の経費

- ア 公害の発生を防止するために必要な機器・装置・施設の整備及び処理に要する経費
- イ アスベストの飛散を未然に防止するために必要な工事等に要する経費
- ウ 事業系廃棄物処理施設の整備に要する経費
- エ フロン等の代替装置及び回収・破壊装置の購入に要する経費
- オ 再生資源利用促進に必要な施設の整備に要する経費
- カ 産業廃棄物の適正処理に要する経費
- キ その他知事が特に必要と認める経費

(貸付金額)

第5条 環境みらい資金の借入申込者への貸付金額は、当該申込者の貸付残高を含め、1億5,000万円を超えないものとする。

2 前項に定める貸付金額は、前条に規定する貸付対象経費から国又はその他の補助金等の収入額を控除した額（10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を超えない額とする。

(貸付利率等)

第6条 環境みらい資金の貸付利率、貸付期間及び償還方法は次のとおりとする。

一 貸付利率

ア 第4条第1号に規定する対象経費の場合

年利0.3パーセント以内とし、保証協会の信用保証を付した場合は、年利0.01パーセント以内とする。

イ 第4条第2号に規定する対象経費の場合

年利1.26パーセント以内とし、保証協会の信用保証を付した場合は、年利0.96パーセント以内とする。

二 貸付期間

次のアからエのとおりとする。

ア 貸付金額が3,000万円以内の場合 7年以内

イ 産業廃棄物の適正処理に要する経費の場合 7年以内

ウ ESCO事業を通じて行う省エネルギー設備の整備に要する経費 ESCO事業に関するパフォーマンス契約の契約期間以内で10年（アに該当する場合は7年）を超えない範囲

エ アからウ以外 10年以内

三 偿還方法

1年以内据置元金均等割賦償還（原則として月賦償還）

(担保及び保証人)

第7条 環境みらい資金の貸付けに係る担保及び保証人は、取扱金融機関と当該借入申込者の協議により定めるものとする。ただし、保証協会の信用保証を付した場合は、取扱金融機関、当該借入申込者及び保証協会の協議により定めるものとする。

(信用保証)

第8条 環境みらい資金の借入れについては、必要に応じ保証協会の信用保証を付するものとする。なお、信用保証の取り扱いは、保証協会の定めによるものとする。

(貸付金の利子補給)

第9条 県は、環境みらい資金の貸付けを行うべき金融機関を指定し、当該取扱金融機関に対し、別に定める「埼玉県環境みらい資金融資利子補給金交付要綱」に基づき毎年度、予算の範囲内において利子補給をするものとする。

(貸付けの実行)

第10条 取扱金融機関は、知事の依頼に基づき、環境みらい資金の貸付けを行うものとする。

(借入申込み)

第11条 環境みらい資金の貸付けを受けようとする者は、様式第1号の借入申込書に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

(環境みらい資金の貸付けのあつ旋)

第12条 知事は、環境みらい資金の借入申込書を受理したときは、貸付けの適否を決定し、適當と認めたときは、必要に応じて意見を付けて取扱金融機関に依頼するとともに、様式第2号によりその旨を借入申込者等に通知するものとする。

2 前項の依頼を受けた取扱金融機関は、知事の意見を尊重し、速やかに、貸付けの適否及び金額を決定し、その結果を借入申込者に通知するものとする。融資の実行に当たっては、借入申込者に様式第3号の特約書を提出させ、償還が終了するまで保管しなければならない。

(貸付対象事業の状況報告)

第13条 前条第1項に定める貸付けの適否の結果、適當と認められた借入申込者（以下「貸付認定者」という。）は、知事の要求があったときは、貸付対象事業の遂行状況を書面で知事に報告しなければならない。

(申込内容の変更等)

第14条 貸付認定者は、当該申込内容の変更又は取下げをしようとするときは、様式第4号の変更（取下）届出書を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第15条 知事は、前条に規定する変更等の届出があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第5号により貸付認定者に通知するものとする。

(取扱金融機関の報告の義務)

第16条 取扱金融機関は、環境みらい資金の貸付けを行ったときは、遅滞なく様式第6号の貸付報告書を知事に提出しなければならない。

2 取扱金融機関は、第12条第2項の規定による結果、環境みらい資金の貸付けを行わない場合は、遅滞なく様式第7号によりその旨を知事に報告しなければならない。

(検査)

第17条 環境みらい資金の貸付けを受けた者は、貸付対象事業が完了し、当該事業に要した経費の支払を完了したときは、速やかに、様式第8号の完了報告書に証拠書類を添えて知事に提出し、知事の検査を受けなければならない。

2 次の各号に掲げる物質を排出する者は、前項のほかに別に定めるところにより知事の工事中間検査を受けなければならない。

- 一 大気汚染防止法施行令第1条に掲げる有害物質（窒素酸化物を除く。）を大気中に排出する者
- 二 大気汚染防止法施行令第10条に掲げる特定物質を大気中に排出する者
- 三 水質汚濁防止法施行令第2条に掲げるカドミウム等の物質を公共用水域に排出する者

(期限前償還)

第18条 知事は、環境みらい資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当すると認めた場合は、取扱金融機関と協議の上、当該貸付金の全部又は一部及び取扱金融機関への利子補給金相当額を環境みらい資金の貸付けを受けた者から返還させるよう取扱金融機関に求めることができるものとする。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき
二 貸付金の償還を怠ったとき
三 提出書類に不実の記載があったとき
四 正当な理由なく前条第1項に規定する完了報告書の提出を怠ったとき
五 その他この要綱に定める条件に違反したとき

2 知事は、前項の規定によって返還を求めた当該貸付金に係る利子補給は行わないものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、環境みらい資金の貸付けについて必要な事項は、県と関係機関が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和44年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和47年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和48年5月30日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金貸付要綱に基づいて昭和48年4月1日前に貸付けを受けた資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金貸付要綱に基づいて昭和49年4月1日前に貸付けを受けた資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた公害防止資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和52年6月6日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた公害防止資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和52年11月1日から施行し、昭和52年10月3日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた公害防止資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和53年4月24日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた公害防止資金に対する利率・貸付期間及び償還方法については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年11月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金貸付要綱に基づいて昭和49年4月1日前に貸付けを受けた資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた公害防止資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年6月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた公害防止資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年5月11日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた公害防止資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年1月4日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた公害防止資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた公害防止資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年1月5日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた公害防止資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年5月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた公害防止資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年10月29日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた公害防止資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年3月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた公害防止資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年11月16日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた公害防止資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年3月23日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた公害防止資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県公害防止資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた公害防止資金に

に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年7月12日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県環境改善施設整備資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた環境改善施設整備資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年9月13日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県環境改善施設整備資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた環境改善施設整備資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年12月20日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県環境改善施設整備資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた環境改善施設整備資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県環境改善施設整備資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた環境改善施設整備資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月28日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の彩の国環境創造資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた彩の国環境創造資金に対する利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年10月11日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の彩の国環境創造資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた彩の国環境創造資金に対する利率については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月24日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の彩の国環境創造資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた彩の国環境創造資金に対する利率については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年6月27日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の彩の国環境創造資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた彩の国環境創造資金に対する利率については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年12月25日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の彩の国環境創造資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた彩の国環境創造資金に対する利率については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年5月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の彩の国環境創造資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた彩の国環境創造資金に対する利率については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年10月28日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の彩の国環境創造資金貸付要綱に基づいて貸付けを受けた彩の国環境創造資金に対する利率については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に彩の国環境創造資金貸付要綱第10条に基づく借入申込みは、この要綱に基づく資金として貸付られたものとみなす。
- 3 この要綱施行の際現に彩の国環境創造資金として貸し付けられている貸付金は、この要綱に基づく資金として貸付られたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に彩の国環境創造資金貸付要綱第10条に基づく借入申込みは、この要綱に基づく資金として貸付られたものとみなす。
- 3 この要綱施行の際現に彩の国環境創造資金として貸し付けられている貸付金は、この要綱に基づく資金として貸付られたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に彩の国環境創造資金貸付要綱第10条に基づく借入申込みをした者に対する貸付金については、信用保証料を除き、なお従前の例による。
- 3 この要綱施行の際現に彩の国環境創造資金として貸し付けられている貸付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に環境みらい資金貸付要綱第10条に基づく借入申込みをした者に対する貸付金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱施行の際現に環境みらい資金として貸し付けられている貸付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に環境みらい資金として貸し付けられている貸付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に環境みらい資金貸付要綱第10条に基づく借入申込みをした者に対する貸付金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱施行の際現に環境みらい資金として貸し付けられている貸付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に環境みらい資金貸付要綱第10条に基づく借入申込みをした者に対する貸付金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱施行の際現に環境みらい資金として貸し付けられている貸付金については、なお従前の例

による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に環境みらい資金貸付要綱第10条に基づく借入申込みをした者に対する貸付金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱施行の際現に環境みらい資金として貸し付けられている貸付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に埼玉県環境みらい資金融資貸付要綱第12条第1項に基づく貸付認定者に対する貸付金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱施行の際現に環境みらい資金として貸し付けられている貸付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に埼玉県環境みらい資金融資貸付要綱第12条第1項に基づく貸付認定者に対する貸付金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱施行の際現に環境みらい資金として貸し付けられている貸付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に埼玉県環境みらい資金融資貸付要綱第12条第1項に基づく貸付認定者に対する貸付金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱施行の際現に環境みらい資金として貸し付けられている貸付金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に埼玉県環境みらい資金融資貸付要綱第12条第1項に基づく貸付認定者に対する貸付金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱施行の際現に環境みらい資金として貸し付けられている貸付金については、なお従前の例

による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に埼玉県環境みらい資金融資貸付要綱第12条第1項に基づく貸付認定者に対する貸付金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱施行の際現に環境みらい資金として貸し付けられている貸付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に埼玉県環境みらい資金融資貸付要綱第12条第1項に基づく貸付認定者に対する貸付金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱施行の際現に環境みらい資金として貸し付けられている貸付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に埼玉県環境みらい資金融資貸付要綱第12条第1項に基づく貸付認定者に対する貸付金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱施行の際現に環境みらい資金として貸し付けられている貸付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に埼玉県環境みらい資金融資貸付要綱第12条第1項に基づく貸付認定者に対する貸付金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱施行の際現に環境みらい資金として貸し付けられている貸付金については、なお従前の例による。